

- 議長 おはようございます。
本日をもって招集されました平成29年第2回南幌町議会定例会を開会いたします。
本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。
本定例会の議事日程は、あらかじめ御手元に配布したとおりでございます。
- 日程1 会議録署名議員の指名を行います。
指名につきましては、会議規則第125条の規定により議長において指名をいたします。
3番 原田 弘克議員、4番 志賀浦 学議員。以上、御兩名を指名いたします。
- 日程2 会期の決定をいたします。
先に議会運営委員会委員長から本定例会の運営について報告の申し出がありましたので、これを許します。10番 熊木 恵子議員。
- 熊木議員 平成29年第2回議会定例会の運営について、去る6月8日に議長出席のもとに議会運営委員会を開催しました。議会事務局より本定例会の提案議案などの概要について説明を受けるとともに、日程及び運営について協議いたしました。本定例会に付議される案件は、議会提案として議員派遣承認2件、各委員会所管事務調査1件、町からは平成29年度一般会計補正予算1件、条例改正5件、一般議案3件、人事案件2件、報告案件1件であります。以上、提案案件全般について審議いたしました結果、本定例会の会期は本日6月15日から6月16日までの2日間とすることで意見の一致を見ております。最後に、議会運営に特段の御協力をいただきますようお願い申し上げます、議会運営委員会委員長報告といたします。
- 議長 お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長報告のとおり、本定例会の会期は6月15日から6月16日までの2日間といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。
(なしの声)
御異議なしと認めます。よって本定例会は6月15日から6月16日までの2日間と決定をいたしました。
- 日程3 諸般報告をいたします。
・1番目 会務報告は、御手元に配布したとおりでございます。これもちまして報告済みといたします。
・2番目 例月出納検査結果報告は、監査委員より平成29年4月分の例月出納検査結果の報告がありました。その内容については、御手元に配布したとおりでございます。これもちまして報告済みといたします。
・3番目 南幌町議会報告懇談会実施報告をいたします。
本件につきましては、平成28年第1回議会定例会において、議員全員の派遣を議決して実施したものであります。これより、まち活性

化特別委員会委員長より報告いたさせます。1番 本間 秀正議員。

本間議員

それでは本年2月に行われました議会報告懇談会の結果を報告申し上げます。南幌町議会報告懇談会実施報告。平成28年第1回南幌町議会定例会において、議員全員の派遣を決定した議会報告懇談会を実施したので、その概要を次のとおり報告します。1実施日程、平成29年2月25日から2月26日までの2日間であります。2実施内容、日ごろの議会活動を報告し、町民との懇談の機会を設け、今後の議会活動に反映していくことを目的に、2会場に出向き、2日間開催した。主にこの1年間において活動した各委員会で活動報告を資料にまとめ説明するとともに、今後の町の発展について町民と意見交換を行った。結果、延べ48人の町民の皆さんの参加をいただき、各会場では活発な意見交換を行い、かつ参加者にアンケート調査を実施した。今回町民から出された意見や要望等は全体で精査検討を重ね、今後の議会運営に反映させることとした。4まとめ、今後も引き続き幅広く町民の声を聞くとともに、議会として情報提供と説明責任を果たし、開かれた議会を目指していくものである。以上、報告いたします。

議長

以上で、南幌町議会報告懇談会実施報告につきましては報告済みといたします。

町長

・4番目 町長一般行政報告をいたします。町長。
本議会定例会にあたり1件の行政報告を行います。農作物の生育状況について御報告します。本年度は、昨年並みの早い雪解けを迎えました。4月は風が強く、天候が不安定な日もありましたが、5月に入り好天に恵まれたことから圃場の乾燥も進み、耕起などの農作業も順調に行われています。また、気温も高く、日照時間が多いことから作物も順調に生育しています。空知農業改良普及センター空知南西部支所の6月1日現在の作物状況調査によりますと、水稻につきましては、5月中旬より田植え作業が始まり、例年より2日ほど早く終えたところです。移植後においては、天候も良好で活着もよく、生育はおおむね平年並みに推移しています。秋まき小麦は、雪腐病の発生は平年並みでしたが、生育は草丈が高くやや早く進んでいます。大豆・甜菜は、水稻作業が順調なことから平年よりやや早い播種作業となっています。キャベツなどの野菜については、気温の低い時があったことから、早い作型で一部遅れが見られるものの、概ね平年並みとなっています。以上のように、今年については春先から天候はほぼ順調に推移しており、今後も天候に恵まれ無事に出来秋を迎えられますように、関係機関・団体と連携しながら適切な対応に努めてまいります。

議長

以上で、町長一般行政報告につきましては報告済みといたします。

●日程4 一般質問を行います。

本定例会の一般質問通告者は2名でございます。順番に、発言を許します。

熊木議員

10番 熊木 恵子議員。
町立南幌病院の改修について町長に質問いたします。町立南幌病院は町民が安心して暮らせるよう、身近なかかりつけ医としての機能を基本に、町民の健康管理に取り組むとともに救急医療を維持していく

と、町長は本年度の執行方針で述べています。本年度予算では、病院施設の老朽化に伴う施設の改修工事を行うことが決まりました。また本年3月、新・国民健康保険町立南幌病院改革プランも示され、地域医療構想を踏まえた役割の明確化も打ち出されました。高齢化率が年々上昇する中、町立南幌病院の果たす役割は重要になってくると思います。今後、終末期を家族とともに過ごすことのできる病室の改修などにより、町立南幌病院本来の役割が発揮できるような環境が必要ではないでしょうか。そこで、具体的に3点伺います。

1、今年度行われる改修工事後において、車椅子での対応など十分な広さとなっているか。

2、各階の病室の一部を、終末期に家族とともに過ごすことのできる個室へ改修する考えはないか。

3、医療・介護の連携をスムーズに進めるため、健康教室や栄養相談などができる場所を設置する考えはないか。以上、3点について伺います。

町 長

町立南幌病院の改修についての御質問にお答えします。本年度の改修工事は、平成28年度に行った調査設計に基づき実施するものです。改修によりトイレを洋式化し、施設環境が一部改善されますが、主な内容は老朽化に伴う空調設備の更新など、施設の形態を変更して利用環境を大きく見直すものではなく、現行を維持するため改修するものです。

1点目の御質問については、車椅子対応に係る改修は含まれていませんので、従前どおりの施設環境となります。

2点目の御質問については、病室の個室化は病床数の減少や採算性などの課題が想定されますが、今後、病棟の体制を見直す場合は検討してまいります。

3点目の御質問については、現状では未利用の部屋がないことから、専用の場所を設置する考えはありませんが、医療提供体制の見直しを行う場合は、設置も検討してまいります。

議 長
熊木議員
(再質問)

10番 熊木 恵子議員。

再質問いたします。ただいま答弁いただきまして、1点目のトイレの件ですけれども、車椅子対応に係る改修は含まれていないということなんですけれども、外来の患者さんでも最近車椅子で来られる方とかがふえているように思います。やはりトイレは大事なことから、どうせ改修するのであれば全部を車椅子対応でなくても、一部、一つだけでも車椅子が入るような形のものにやるべきではないかと思えます。それから2階・3階、3階は療養病床ですから、なかなか車椅子ってのは難しいのかなと思うんですけれども、2階・3階のトイレのところも、老朽化で古いですからかなり狭いスペースですよ。十分な広さっていうところを全部に求めるってことはもちろん難しいと思うんですけれども、やはり1階と同様、一つだけはそういう形につくるってことは検討できないのか、それをまず1点伺います。

それから2点目の病室の個室化、なかなかこう難しいっていうことでしたけれども、病棟の体制を見直す場合は検討していくという今の

答弁でした。それは2点目も3点目も、3点目の医療提供体制の見直しを行う場合ということで、今御答弁いただきました。その見直しっていうのが、恐らく平成30年に国のほうが示してくる療養病床の廃止とかいろいろそういうところを想定してのことだと思うんですけども、私はもう平成30年にそういう予定どおりとなると、もう1年しか残っていないんですけども、そういう見直しがされたときに、突然これとこれをしますとか、これはできませんっていうことになる前に、もうそういうような見直しをつくっていく必要があるかと思えます。今年度示された、新・国民健康保険町立病院改革プランの中でも、これからの高齢化に備えて、町立病院の果たす役割はすごく大きいってことが示されています。また訪問看護とかいろんなそういう形も実施していくっていうことで、今現在もされていますけれども、さらにそれを充実させていくっていうことが、各項目のところには載っています。それを考えていくと今、江別市立病院との医療連携でやっていますけれども、診療科目の設定とかそういうのも今のままでいいのかっていうことにもかかわってくるかと思えます。高齢化に伴って認知症がやっぱり、それは本町だけではなくて、全国的に認知症の患者さんがふえているっていうことが数字としても、はっきりあらわれているんですけども、今の町立病院の内科の体制では、なかなかそこを診断していくということが難しいかと思うんですけども、例えば予想のところでなかなか町長のほうから答弁難しいのかもしれないんですけども、国が示してくるっていうときに、もし仮に療養病床が一部廃止とかってなったときに、今の現行の町立病院ですと、2階・3階、特に3階部分が療養病床っていうことで、その病床があいてくるっていうことが考えられます。そうなったときに、診療科目のところで変更なり、一部それを見てくれる医師の確保とか、何かその辺のことがどのようにお考えか、それを伺います。

それと2点目のところで個室化っていうところは、2階・3階にナースステーションの前に個室があって2人部屋になっています。今、入院病棟に入られている患者さんや、それから近年は重症な患者さん、癌だとかいろんな形でほかの病院を経由して、今医療の中では本当に早く退院させるっていうふうな形になっているので、そのような患者さんを町立病院で受けるっていう形で今なってきたらと思います。私もうちの地域でも何人も今、最近亡くなっている方がいるんですけども、やはり最後は町立病院にお世話になって、家族が本当に寝泊まりをしてっていうようなことを迎えた患者さんは、やっぱりそこで安心して見守っていきたいっていう願いがあるかと思えます。みんな自宅で亡くなる時は自宅の畳の上で死にたいっていうのは、昔からそういう思いはありましたけれども、なかなかそうならない現状にありますから、私は今の今回の改修は、そういう大規模なものではないってことを、町長先ほども答弁の中で言われましたけれども、やはりその一室でも各階に、2階・3階にそういうところを設定することが、やっぱり求められているんじゃないかと思えます。そして町立病院の利便性とかいろいろこう、いろんな問題点もあるにしても、やはり病

院としての機能っていうところで、そこに信頼をして戻っていった患者さんもふえているように思います。また検診とか人間ドックとかいろいろな形の患者さんもふえているかと思うので、そういうことを考えるとやっぱりその改修に当たっては、早急にやっぱりそういう部屋は必要ではないかと思しますので、もう一度その考えを伺います。

あと3点目の相談室とかそういう健康教室とかってというのは、今医療・福祉・介護の連携ということで、南幌町も積極的に取り組んでいると思います。そうなったときに、町立病院にかかっている特定疾患の患者さんとかを対象にした、いろいろこうそういう勉強会っていうんではないですかね、何かそういうのをあいくるのほうではやっているんですけども、町立病院でもやってくることが必要ではないかなと思うんですけども、その場合に、そういう部屋の確保っていうことが必要ではないでしょうか。また、栄養相談とかされる方も、確かに町長言われたように、そういう部屋がないってということで、たまたま火曜日が眼科のお休みの日ですよ。そしたらその眼科の診療室でそういう相談を受けるということが多々あると思います。やはり暗い所、そしていろいろ機具が置いていところで栄養相談を受けるっていうことが、そういう形であるべきではないと本当に思うんですけども、1階にそういうスペースがないのであれば、2階とかにそういうところをつくることはできないのか、それは早急に検討すべきだと思んですけども、医療提供体制の見直しを行う場合って言うてますけども、やっぱりそれは早急にやるべきではないかと思うので重ねて伺います。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

熊木議員の再質問にお答えをします。トイレの改修、今回洋式化を一部させていただくんですが、車椅子対応については各階に一つずつはあるんです。それを今対応していただいているところでありますんで、特に3階には介護なんかの関係がありますので、ある程度は可能に、今のところ不便をかけないやり方をさせていただいてるということで、今回の改修にはそこまで含まれておりません。今後の問題についてはまた利用状況等々を見ながらやっていかなければならないなというふうに思ってます。

それから、2番目・3番目のお話でございますが、国のほうで今いろいろな医療改革を30年を目安ということで、方針を出されるようであります。多分それを出されて何年以内にそこに向かいなさいという、そういう指導が入るのかなと思っておりますが、どちらにしてもうちは今自前の医師がいないということから、いろいろな皆さんの御要望はたくさんあるのはわかっておりますが、医師の体制が可能な部分について、今させていただいているところでありますんで、いろいろな皆さんのお話の中、あるいは町としても、休診してる科もあるわけでありまして、それに復活ができれば一番いいんでしょうけども、今の道内あるいは全国を見ても、なかなか医師不足というようなことから非常に厳しい問題があるのかなと思っておりますが、できるだけ努力をさせていただきたいなというふうに思ってます。将来的にも、国が出す方針に

よってどういうふうに我が町の病院をしていかなければならないのかってということが、当然出てくるということにしております。2点目と3点目の中でいろいろお話がありましたけれども、病室を減らすということになりますと、病床数を減らさなきゃなりませんので、可能な限り今も見ていただけるように配慮しながら、完全に個室化しているわけではありませんが、ある程度対応させていただいているということでございます。また、先ほどのいろんな指導が、暗い部屋とかいろんな場所になっているという、これは施設の関係であいてる部屋がないものですから、そういう取り扱いをさせていただいておりますけれども、入院病棟の部屋はあくまでも患者さんの部屋でありますので、それを変えてってということになりますと、ずっと使っていくとなるとやはり病床数の変更当然持っていかなければなりません。そのことは経営的な問題も含めて、どういうふうにしていけば一番町立病院がいいかっていうことは、国の動向を見ながら、町としても考えていかなければならないなというふうに思っております。できるだけ何とか少しでも、皆さんの御要望に応えられる町立病院として残していくために、どうあるべきかということでも私なりにもいろいろ今考えさせていただいて、そして国・道の方角も定めながら、そして医師を何とか恒久的にっていうか、心配なく確保できる方向も検討しながらやっっていかなければ、今派遣でお願いをしている、これはずっと未来に続くという保証はまだありませんので、そのことも確認しながら、医師がいない病院にならないようにしていきたいなというふうに思っておりますので、どちらにしても今不便かけてる部分を今後の見直しの中で、国が出てきた部分については、あわせて熊木議員から御質問があった点については、考慮しながら検討してまいりたいなというふうに思っております。

議 長
熊木議員
(再々質問)

10番 熊木 恵子議員。

再々質問いたします。いつでも病院のことで質問とかすると、自前の医師がいないってことで、それは私たち議会も本当にこのままでいいのかっていうことではいつも議題には上りますし、皆それぞれ感じていることです。今は市立病院との連携ということで、医師がそういう形で派遣で来ているので、ここのところに触れると、なかなか議事録に残っても大変だっということも町長はよくおっしゃいますけれども、やはり避けては通れない問題だと思います。将来、ずっとそれが続くという保証がないってところでは、本当に大きな病院を抱えていても、肝心の医師が町の職員としていないっていうことはやっぱりすごく大きなことだと思います。そのところをなかなかこう解決できないまま今来ていて、今やっとその医療連携という形で今やっているんですけれども、その努力は本当に認めますし、だけれどもやっぱり模索していくってことはもうずっとしていかなければ、解決にはつなげていけないと思います。それから今質問した中で、結局相談室も病室をつぶすわけにいかないからできないとかって形になると、やはり今来ている患者さんが何かそういうことで不便な思いをして、せっかく町立病院に戻った患者さんも離れていってしまうってことにつ

ならないかと危惧します。そういう意味ではやっぱり先ほどやっぱり早急に考えるべきだって言ったのは、やっぱりそういうこともあります。だから部屋がない、2階のホールとかそういうところを区切るって言うてもなかなか限界があるのかもしれないんですけども、今の眼科の受診室を間借りしているような形のことはやっぱり避けるべきだと思います。ですからそのところをなんとかその方法がないのか、そこをやっぱり検討すべきだと本当に思います。それから、国の示す動向っていうのは、確かにそれは猶予期間というか30年にもし予定どおり指針が出たとしても、恐らく猶予期間があると思うんですけども、やはり決定がされたときに、じゃあこうする、ああするということではなくて、やっぱり将来にわたってこの町立病院をどうしていくのかっていうことを検討する、その改革プランの中でも、これから高齢化率に備えてってことが随所に出ています。それで75歳以上の高齢者が2025年以降も増加して、2040年がピークっていうふうに推計されている。まだまだ長い期間そういう形になるっていうことでは、今以上にやっぱりなかなか今は近隣の病院とかに通院してる患者さんも、行く行くはやっぱり町立病院の機能がよくなってくれば、やはり戻ってくるのではないかと思うので、そういうことを踏まえて見通しをきちっと立ててやっていくってことが必要ではないかと思えますけれども、そのところはどうのお考えか伺います。

あともう一つ、以前にも同僚議員が質問して町立病院に通う患者さんの足の確保っていうことでは何度か同僚議員も質問しています。今町内巡回バスが町立病院にとまるようになって、今そこでバスを利用してる患者さんの人数とか、それはふえている状況にあるのか、そこ1点伺います。

それから以前も足の確保では、町営の少人数でも乗ってこれる、送り迎えができるような体制をつくれなかっていうことの質問が以前あったかと思えます。それに対してやっぱり金銭面、やっぱり予算的には難しいということだったんですけども、やはり今そういうことも求められてくると思うんですけども、それについては町長どうのお考えか伺います。

町長。

熊木議員の再々質問にお答えをいたします。今、江別市立病院の医療連携ということで先生をお願いして来ていただいております。本当にありがたいことでもあります。この件については感謝をしているところでありますが、私どももこれからもそういう関係を築きたいというようなことでお願いをしているところでございます。そこで、国の動向が一番厳しい部分が出るのか出ないのかっていう部分を含めて言いますと、これがわからないうちに、うちが先にこうやります、ああやりますということはなかなか難しいのかなっていうのは、療養型、最終的には国の今の方針の中では療養型をなくしたいっていう方針であります。うちは今54床も療養を持っております。そのことがどういうふうに関後将来にわたってどういう削減になるのか、あるいは現状維持ができるのか、そこが大きくうちは変わると思っています。です

議長
町長
(再々答弁)

ので、国の動向を見ながらいろんなことも今しながらやっていると
でございます。利用者の方には不便をかけておりますけれども、何と
か今のあいているところで、相談なりいろんなことをさせていただ
いているのが現実であります。これは先ほど言ったように、病床を減ら
すということは、なかなか厳しいっていう部分と、減らすなら相当減
らさなければならぬと思っております。皆さんの理解をいただいて、
一般会計からもつぎ込んでいただいております。これらを考えるとき
には非常に厳しいものがあるということでもあります。したがって、先
ほどありました巡回バスに乗ってる方はそんなに変わってないよう
であります。病院の送迎の車を用意したらどうなのかっていう、相当お
金がかかります。それを今も一般会計でたくさん出していただいております。
これに上乘せをして本当にいいのかどうか。そのことも十分
考えて今の巡回バスにできるだけ乗っていただいて、通っていただ
ければありがたいなというふうに思っておりますが、どちらにしても今
後の病院が私どももいろんなどういう対応したらいいのか、どうい
う病院で将来にわたっていけるのかと、今まだ見通しができない状況
であります。国がある程度の指針、方向性を出されたときに、当然我が
町の病院をしていかなければならないということでもあります。そのこ
とを踏まえないと中途半端にやっちゃうとまたおかしい形態になるの
かなというふうに思っております。そんなことで、答弁になるかなら
ないかわかりませんが、どちらにしても、国がそうやって今言われて
いることを違う形でできるかって言ったら、そうはならないというふ
うに、うちの病院の経営状況を考えていくと、やはりある程度国の指
針に従いながら、そして病院連携を何とか継続していただくような方
策をとりながら、医師の確保も含めていかなければならないなという
ふうに思っておりますので、今の時点であれを直す、これを直すとい
うことには多分ならない、あわせて将来の見通しを立てたときに、そ
ういう病院の改革を、建物の中の改革をしていかなければならないと
思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

議 長

暫時休憩いたします。

(午前10時04分)

(午前10時06分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

以上で、熊木 恵子議員の一般質問を終わります。

次に3番 原田 弘克議員。

原田議員

きょうは、当初一般質問の予定はなかったんですが、先月からいろ
いろと新聞紙上で問題になっている点、私なりに疑問に感じたことを
きょうはお伺いするために質問をさせていただきます。よろしくお願
いいたします。マイナンバーを始めとした町民の個人情報漏えい防止
対策はということで、本年度の地方税法の改正により、住民税の特別
徴収義務者に対する税額の決定通知書に個人番号、いわゆるマイナン
バーの記載が義務づけられ、本年5月から各市町村はマイナンバーが
記載された通知書を特別徴収義務者へ送付しております。各市町村は、
この改正によるマイナンバーの情報漏えい防止策として、今まで普通

郵便として送付していたものを受領印が必要な簡易書留などの方法に切りかえるなど、対応に苦慮しております。しかし、先月下旬からの新聞報道で各市町村の誤送付等によるマイナンバーの情報漏えいを取り上げられております。総務省はこのマイナンバー制度を導入する際、各市町村に情報管理の徹底を図るとして説明しています。そこで3点伺います。

1点目、本町では普通郵便で送付しており、誤送付はなかったものの町民の個人情報を管理する行政として、対応は適切だったと考えているか。また今後の対応は。

2点目、マイナンバーを始め町民の個人情報を各課で適切に使用し、情報漏えいを防止していくためには、職員間のコミュニケーションを深めることが不可欠だと思うが、今後職員への指導の考えは。

3点目、各課の個人情報の適切な使用を管理するため、コンプライアンス、法令順守の仕組みまたは体制が必要と思うが、その考えは。

議 長
町 長

町長。

マイナンバーを始めとした町民の個人情報漏えい防止対策は、の御質問にお答えします。1点目の御質問については、住民税の特別徴収義務者への特別徴収税額決定通知書の発送の際には、複数人で確認の徹底を図っています。郵送方法については、国からの通知により、各市町村の判断によるとされています。本町では、直接個人番号を取り扱う担当者に確実に到達するように明記し、普通郵便にて送付しています。しかしながら、全国的に誤配達等の事案が発生していることから、今後の国の動向を注視し、適切に対応してまいります。

次に、2点目及び3点目の御質問ですが、これまでの個人情報事務に加え、昨年1月より、税や社会保障・医療等の業務でマイナンバーを含む特定個人情報の利用を行っています。特定個人情報の取り扱いに関しては、番号法の施行に伴い、平成27年12月に南幌町特定個人情報の安全管理に関する基本指針、同管理規程及び取り扱いマニュアルを策定、全職員に対して周知を行い、情報の管理・漏えい防止等、適切な運用に努めています。特定個人情報を取り扱う業務と担当職員は限られていますが、町では多くの個人情報を日常的に利用することから、今後においても法令遵守はもとより、職員全体の意識喚起と啓発を行ってまいります。

町 長
原田議員
(再質問)

3番 原田 弘克議員。

お答えいただきました。私は今の町の体制、やり方を言うのではなくて、やっぱりこうあれだけ新聞に報道されたということで、町民の方からも南幌は大丈夫なのかというふうに言われました。それで、私は町民にしっかりやっぱり説明すべきだということで、今回質問をさせていただいています。1点目に関しては、これはもういろいろと新聞などでも御存じだと思います。いろんな対応をしています。それで、私も近隣の長沼・由仁・栗山にお邪魔して、税務課長さんにお会いしていろいろな対応、その辺の苦労もちょっとお伺いしております。由仁も封筒の裏面に、特別に今回マイナンバーができたことで、裏面に説明書き・注意書きを克明に印刷したと。栗山は封筒の表、従来は

給与担当者へいくには、なかなかやっぱりこう事業主っていうのは、大体受け付けでもう開封してしまうパターンがほとんどなんですね。そういった面で、間違いなく給与担当者が開けるような、赤書きで印刷をして郵送したそうです。これは普通郵便です。私は全国的、道内もそうですけれども、やっぱり一貫性のない行政の対応、ばらばらっていうことは、町長おかしいと思いませんか。やはりこう市町村が同じ地方税の中でやってる業務が、市町村の考えによって変わると。判断が変わるということは、このマイナンバー法が施行になったときに私は重大なこう、取り扱いの指針も含め、やっぱりこうこれは国がしっかりと制度設計すべきだと私は思っています。11日の新聞、町長もごらんになったと思います。私は今回の情報漏えいについては、市町村の責任ではないというふうに思っています。事業所にはマイナンバーの通知をされても、事業者は必要ないんですよ。知ってるわけですから。1月の給与支払報告書で提出してるわけですから。ですから、違う・間違っているとすれば、それは給与担当者に直接して、電話で訂正すればいいだけの話。だから私は、この必要があるのかということに関して、疑問を感じております。必要のないマイナンバー、これを記載して市町村が情報漏えいのリスクを負う必要はないと私は思います。総務省も、新聞にあるとおり検討すると言っておりますけれども、自治体の中には目隠しシールをしているところもあります。ただ、電算システムも帳票も事務量も膨大にふえます。経費のかかる改善策を国から待つのではなくて、やはりこう情報漏えいのリスクを回避する手法、それと全市町村が一律一貫性を持った業務が行えるような、そういう制度は私は必要だと思います。この件に関して、しっかりとした制度の確立を私は要望すべきではないかなと思います。町長のお考えをお伺いしたいと思います。

2点目ですけれども、これも3町にお伺いして、情報管理課の所管、総務課長さん、それから副町長さんともいろいろとお話をしてみました。いろいろなその辺の職員の周知の関係、体制づくり、マニュアルもつくってるけれども、やはりこう徹底されているかどうかは、これはわからない、疑問だということです。由仁町においては、一連の新聞報道が出るたびに課長会議でその辺を周知し、該当課には調査、そして全職員への周知徹底を言っているということで、かなり3町とも苦労はしてる。ほかの2町についても、危機管理の認識、これの指導を考えていかなきゃならないということも言っておりました。情報漏えいも事務的なミスもやはり私は職員間のコミュニケーション、やっぱりこれが必要ではないかというふうに思います。やっぱりこう職員の1人でも、誰か1人危機感を持って声を出す、内部で議論する。それによって一つでもミスが防げるんじゃないかと私は思います。町長は職員間のコミュニケーションの大切さ、これをどう考えていらっしゃるか、質問をさせていただきます。

3点目ですけれども、コンプライアンス、法令順守ですね。これと危機管理の仕組み、今後このマイナンバー、付加価値がこれからふえます。国では、当初は限定しましたが、これから申請ですとか年金・保

険・免許・資格・金融関係、これはアメリカの社会番号制度、これを我が国にも導入しようという考えでございます。今後増加するマイナンバー、町民の個人情報の管理、仕組み、これはしっかりとした取り扱いが必要だと思っています。官から官に出す情報は、ヒューマンエラーがなければ問題ないんですが、問題はこれからふえる官から民に出す情報、これがやはり私は問題だと思っています。この件に関して、今後増大する自治体の個人情報、これらコンプライアンス含め危機管理を持った職員の周知徹底を図るとしても、やはりこうそういう法令なりのきちんとした体制を持った手法が僕は必要でないかと思っておりますので、そういった職員の養成、それをどう考えているか。3点目にお伺いをしたいと思います。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

原田議員の再質問にお答えをいたします。この制度、いろいろ皆さんも御心配をいただいて、あるいは全国各地でいろんなミスが出たりということで報道されているわけでありましたが、国の先ほど御回答させていただいたとおり、市町村によってということでありますから、これはもうそれぞれの町・村・市で取り扱いをしているわけでありませう。そういう中で我が町は今のところ出てないということで、本当にほっとしていますけれども、この制度自体については私がどうのこうの言うわけじゃないので、あくまでも国が決めたものが市町村に来ているわけでありますから、ただ不備があった点については、町村会も通じながらこれはやっていくけれど、できたものをどうのこうのって私が言う立場にございませんので、御理解いただきたいと思っております。

また職員間、これは個人情報だけでなく、町・行政一般的に職員のコミュニケーションがなければ、町全体がよくなりませんので、それは常に私はいろんなこととお話をさせていただいております。あわせてこのことについては、いろんなことがあるんで、常にそういう意識を持って行動していただくというお話で、各課長等も通じながらやっておりますので、今のところやってないわけでないんで、そういう中でまた新たな手法が取り入れて、より安全なことができればそれは取り入れながらしていこうと思っておりますが、職員の注意喚起等々は、これはもうこれからも続くわけだし、この制度がある以上ということよりは、私は町の中にはいろんなことがあると。ですから、職員としての自覚を持って、行動していただくようにということは常に言っておりますので、それを守っていただくように、またお話をさせていただくと。以上です。

議 長
原田議員
(再々質問)

3番 原田 弘克議員。

1点目に関してはこれは法律ですから、私は大学の時に悪法であっても法は法、というふうに習いました。そういうふうに習ったっていうだけであります。ただ、法律に従って業務を行うのはもう職員として当然の義務であります。ただ制度の運用に関して、やはり法自体でなく運用に関しては、やはり自治体でやっぱり議論して、きちんとした制度設計を国に求める。このスタンスは僕は必要ではないかと思っております。これについては、総務省の検討結果、注目・注視をした

いと私は考えております。

2点目は、コミュニケーション、町長日ごろから職員間のコミュニケーション、これはいろいろと私も個人的には聞いてます。やっぱりそういった職員が、昔はというか私も職員の時にはいろいろな先輩から、いろんなやっぱりお誘いを受けて、話、お酒を飲む機会もありました。ただ、やっぱりこうそういった一つのテーマで議論する、何か問題あったときに議論する、そういうやっぱりこう職員の中で、いろんなやっぱり職員にはそれぞれライフワークがあるので、あまりこういうことは個人的には言いませんけども、ただ行政を、仕事を預かる、個人情報も預かる、やっぱり法を遵守するというの中では、やっぱり職員間のやっぱりきちっとした僕は議論は必要だと思います。それはお酒を飲むような、それは僕は何でもいいと思いますよ。話を直接面と向かって上司から部下、同僚、そういった職場の環境づくり、それも各課長さん皆さんいらっしゃいますので、充分心得ていらっしゃると思います。そういったものを大切にしていただければというふうに思います。

3点目は、町長のほうからいろいろとこれから徹底もしていくし、課長会議でもやると。そういった面で、南幌はこういう仕組みで漏えい対策してるから大丈夫だよというふうに私は言いたいし、言われた方にもきちんとお答えをさせていただきたいと思います。

最後に、全般的にこの問題に関してですね。やはりこう先ほどちょっと3点目、職員、その専門的な職員の養成の関係ちょっと町長からお話聞かなかったもんですから、最終的に町長のこの全般的なものを含めて、職員の体制の中での職員個々、特別な職員、将来的なことを踏まえて、もしお考えがあればお聞きしたいと思います。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

原田議員の再々質問にお答えいたします。職員を養成していく、指導していく、育てていくということは大事なことであります。だから機会あるごとにいろんな研修等々にも出させながら、全員はなかなか行けませんので、それらを通じて職員間で共有できるように、可能な限りいろんなところの研修等々には出させていきたいなというふうに思っています。以上です。

議 長

以上で原田 弘克議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

場内時計で10時40分まで休憩をいたします。

(午前10時24分)

(午前10時40分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

●日程5 議案第31号 平成29年度南幌町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第31号 平成29年度南幌町一般会計補正予算(第1号)につきましては、歳出では空知魅力発信プロジェクト事業及び住宅リフォーム等助成金の追加、歳入では一般

寄附金の追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ689万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ55億37万円とするものです。詳細につきましては副町長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
副 町 長

内容の説明を求めます。副町長。

それでは、議案第31号 平成29年度南幌町一般会計補正予算(第1号)の説明を行います。始めに歳出から説明いたします。9ページをごらんください。

2款総務費1項4目企画振興費、補正額47万2,000円の追加です。説明欄で、空知魅力発信プロジェクト事業で、昨年引き続き空知総合振興局が主体となって、管内24の市・町と連携し、知名度向上や地域活性化に向けた取り組みが展開されますが、東京都で開催されるイベントに本町も参加することから、必要経費を追加するものです。

8目防災諸費、補正額88万円の追加です。防災対策事業で移動系無線の整備に伴い、電波使用料を追加するものです。

3款民生費1項6目地域包括支援センター事業費、補正額150万7,000円の追加です。地域包括支援センター事業で、保健師1名が産休に入るため、代替保健師を採用すべく必要経費を追加するものです。次ページにまいります。

7款土木費3項2目公園費、補正額82万2,000円の追加です。公園施設管理事業で、遊友館合併浄化槽のブローアポンプが故障し交換が必要なため追加するものです。

4項1目住宅管理費、補正額237万8,000円の追加です。住宅リフォーム等助成事業で、当初予算額600万円に対し、申請額が上回ったことから追加するものです。なお、申請件数は36件となっています。

9款教育費1項3目教育振興費、補正額83万8,000円の追加です。少人数学級教職員加配事業で、当初は大卒の期限付教諭を想定しておりましたが、再任用教職員の採用となったため、必要経費を追加するものです。なお、報酬額は道の基準に合わせております。

次に歳入の説明を行います。8ページをごらんください。

17款寄附金1項1目一般寄附金、補正額29万円の追加です。一般寄附金で、匿名を希望された町外2名の方から、それぞれ15万円の寄附をいただいたものです。

18款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額660万7,000円の追加です。財源調整を行うものです。

以上、歳入歳出それぞれ689万7,000円を追加し、補正後の総額を55億37万円とするものです。以上で、議案第31号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第31号 平成29年度南幌町一般会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程6 議案第32号 字の区域の廃止についてを議題といたします。理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第32号 字の区域の廃止につきましては、土地改良法第54条の規定に基づく換地処分により、字の区域を廃止するため、本案を提案するものです。詳細につきましては、まちづくり課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづくり課長 議案第32号 字の区域の廃止について、御説明申し上げます。本案につきましては、道営の経営体育成基盤整備事業晩翠地区におきます換地処分により、土地の合筆等に支障となる字の表示を廃止するものであります。次ページをお開き願います。字を廃止する区域につきましては、南幌町字幌向原野の415番4、934番1から9、1363番2、1371番3、1385番1から8、1390番1、1390番4、1390番5、1390番8、1391番1、1391番3、1391番9、1396番1、1396番4、1396番5、1397番1、1397番2、1397番4から6となっております。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第32号 字の区域の廃止については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程7 議案第33号 工事請負契約について(平成29年度町立南幌病院設備(空調等)及びトイレ改修工事)を議題といたします。理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第33号 工事請負契約につきましては、平成29年度町立南幌病院設備(空調等)及びトイレ改修

工事にあたり、過日入札を執行したところでは、病院事務長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
病院事務長

内容の説明を求めます。病院事務長。

議案第33号 工事請負契約について御説明申し上げます。1 契約の目的、平成29年度町立南幌病院設備（空調等）及びトイレ改修工事。2 契約の方法、指名競争入札。3 契約金額、1億3,716万円（内消費税及び地方消費税の額1,016万円）。本件につきましては、去る5月25日、指名業者6社により入札を執行したものです。なお、落札率は97.0%でございます。4 契約の相手方、五建・境・かど特定建設工事等共同企業体、代表者、札幌市白石区中央2条2丁目1番1号、五建工業株式会社札幌支店、取締役支店長 小賀 泰洋、構成員、空知郡南幌町元町3丁目1番12号、有限会社境設備配管、代表取締役、境 憲明、構成員、空知郡南幌町南12線西11番地、有限会社かど営繕設備、代表取締役 角 尚史。参考といたしまして、工期、契約締結日より平成29年11月30日まで。以上で議案第33号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声）

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが御異議ありませんか。

（なしの声）

それでは採決いたします。

議案第33号 工事請負契約について（平成29年度町立南幌病院設備（空調等）及びトイレ改修工事）は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（なしの声）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程8 議案第34号 工事請負契約について（平成29年度南幌温泉宿泊等改修工事）を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第34号 工事請負契約につきましては、平成29年度南幌温泉宿泊棟改修工事にあたり、過日入札を執行したところでは、産業振興課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
産業振興課長

内容の説明を求めます。産業振興課長。

それでは、議案第34号 工事請負契約について御説明申し上げます。1 契約の目的、平成29年度南幌温泉宿泊棟改修工事。2 契約の方法、指名競争入札。3 契約金額、1億1,286万円（内消費税及び地方消費税の額836万円）。本件につきましては、本年度実施する南幌温泉大規模改修工事のうち、宿泊棟のボイラー及び冷温発生機等

の更新と、外構の雨水舂、汚水舂等の改修工事として、去る5月25日、指名業者6社により入札を執行したものでございます。なお、落札率は97.1%でございます。4契約の相手方、東テク・三建管工特定建設工事等共同企業体、代表者、札幌市東区伏古3条3丁目2番1号、東テク北海道株式会社、代表取締役 中川 英俊。構成員、空知郡南幌町元町1丁目3番12号、株式会社三建管工技研、代表取締役 水澤 政幸。参考といたしまして、工期、契約締結日より平成30年1月31日まで。以上で議案第34号の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

3番 原田 弘克議員。

原田議員

今回の入札に関しては宿泊棟の部分だけということで、説明を受けております。昨年、議会に対して我々聞いた説明の中と、もし今回入札に際して仕様で変更点あれば、全く前回説明したとおりののか、1点それを確認をさせていただきたいと思えます。

それともう1点。これから大浴場の関係が入ってくると思えます。利用者から私も温泉もうほぼ行っていますので、いつやるんだ何が直るんだといろいろ言われるんです。それで今週もサウナ室の12分計が壊れまして、支配人とお話ししたらもう工事まで直す気はないと、それで利用者の方には工事が入るんで我慢してくれっていうふうにお話もしています。そういった利用者に工事の概要をですね、きちんとやっぱりこう知らせるべきではないかと思えます。昨年の説明では来年1月から大浴場のほうは触るということでございますけども、一応この日程について変更がないのか、現段階でお答えできればよろしく願いいたします。以上2点お願いいたします。

議長

産業振興課長。

産業振興課長

ただいまの原田議員の御質問にお答えいたします。1点目でございますけれども、今回の工事請負契約の内容につきましては、2月20日に全員協議会の中で御説明させていただいた工事内容と変更ございません。ただし、平成29年度の単価を活用して最終的に実績をはじき出しているものですから、工事金額は本当に総額なんですけれども、若干2月20日時点に比べて金額は変更をさせていただいております。

それと2点目の本館棟の浴室の改修でございますけれども、これも2月20日の日に全員協議会の中で御説明させていただいたスケジュールどおり、今粛々と設計会社さんと詰めているところでございまして、中途半端な状況で町民の方に御説明させていただくと、誤解を招く恐れがありますので、できれば7月の下旬から8月上旬ぐらいに公表させていただければということで努めております。なお、議会の皆様方にも、実施設計が完成したときには、再度御説明をさせていただくということで、次回の全員協議会のほうでお約束させていただいておりますので、その時点で御説明させていただければと思えます。以上です。

議長

ほかにありませんか。

10番 熊木 恵子議員。

熊木議員

宿泊棟の改修工事に当たって、利用客が使用する上で工事期間中ね、十分な安全とかきつとやると思うんですけども、その辺のことは十分考えられてるのかって。ちょっと先ほど質問するの忘れちゃって、町立病院の改修のところはちょっとだけ戻らせてもらって、関連するので。町立病院、たまたま先日行った時に雨漏りがして、フロアがすごく濡れていて、拭いたようなんですけども、そこを避けて通った方が転んでなんか腰とか手を打ったって言って、3週間もたっても治らないからって、ちょうど受診されているという方がいたんですよ。その空調とかもやるので、今度そういうのは改修されると思うんですけども、それをちょっと聞いたものですから、やっぱりあのこういう工事に当たっては、やっぱり十分にその辺を迷惑にかからないようにってことをやられると思うんですけども、その辺の配慮について伺います。

議長
産業振興課長

産業振興課長。

ただいまの熊木議員の御質問にお答えいたします。その辺につきましては、南幌温泉のほうと十分協議、打ち合わせ等を行いながら利用者の方に御迷惑がかからない、危険に及ばないというようなことで進めていくということで確認をとっております。なお、ボイラーの取りかえ等につきましては大がかりな工事になるものですから、現時点では12月の中旬ぐらいに1週間程度休館をしまして工事に入ることによって、今、工事請負業者も決まりましたので、最終的にその方向で詰めていくということになっております。以上です。

議長

ほかにありませんか。

(なしの声)

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第34号 工事請負契約について（平成29年度南幌温泉宿泊棟改修工事）は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程9 議案第35号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長

ただいま上程をいただきました議案第35号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、人事院規則の改正に伴い、本案を提案するものです。詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長
総務課長

内容の説明を求めます。総務課長。

それでは、議案第35号 職員の育児休業等に関する条例の一部を

改正する条例制定について御説明いたします。始めに、改正の概要について申し上げます。近年、全国的に保育所等における待機児童が増加しており、待機児童の早期解消を始め、仕事と育児の両立を支援する体制の確立が求められています。このたび、育児休業に係る子について、保育所等への入所手続きを行うが、定員超過のため入所に至らない場合を特別の事情として規定し、育児休業の再取得、育児休業期間の再延長及び育児短時間勤務の再取得を承認することについて、人事院規則の改正に伴い、関係条文の整備を行うものです。それでは、別途配布しております議案第35号資料新旧対照表をごらんください。左側が改正後、右側が改正前、アンダーラインの箇所が改正部分です。

育児休業は、原則1人の子に対して1回の承認で、期間は最長で子が3歳に到達するまでです。ただし、特別の事情がある場合はこの限りではないと規定されています。

第3条は、現に育児休業している職員が、育児休業を再度取得できる場合の特別の事情について、第1号から第6号まで掲げています。改正後の第6号では、保育所等への入所手続きを行うが、当面入所に至らない場合を特別の事情として加えております。

第4条は、育児休業の期間の再度の延長ができる場合の特別事情として、第3条と同様の内容を加えております。

また、第10条についても、育児短時間勤務の終了後1年以内に再度の育児短時間勤務をすることができる場合の特別事情として、第7号に同様の内容を加えております。

参考でございますが、本町では現在、育児休業中の職員はおりませんが、本年度中に育児休業を取得する予定の職員1名を見込んでいます。

附則として、この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。以上で、議案第35号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第35号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程10 議案第36号 町税条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第36号 町税条例等の一部を

議 長
税務課長

改正する条例制定につきましては、地方税法の改正に伴い、本案を提案するものです。詳細につきましては、税務課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

内容の説明を求めます。税務課長。

それでは、議案第36号 町税条例等の一部を改正する条例制定について御説明いたします。このたびの町税条例等の一部改正は、主に平成28年度の地方税法等の一部改正で、施行期日が平成29年4月1日以後に施行されるもので、平成28年11月に消費税率引き上げの実施時期を平成31年10月1日に変更したことに伴い、地方税法等の一部改正があり、施行期日が平成31年10月1日に施行される規定について行うものでございます。今回の一部改正で町税条例に関する主な改正点でございます。まずは3条立てとしております。

第1条では、法人税割の制限税率の引き下げ、軽自動車税における環境性能割の創設、環境性能割の創設に伴う、現行の軽自動車税の名称の変更と条文整備、個人の町民税の所得割の非課税の範囲等についての整備、第2条及び第3条では、町税条例等の一部を改正する条例の一部改正で、軽自動車税などに関する整備でございます。最初に軽自動車税の環境性能割の内容について、御説明します。別途配付しました資料、軽自動車税についてをござらんください。A4縦の1枚ものの資料でございます。地方税法の改正により、平成31年10月1日から消費税が10%への引き上げに伴い、軽自動車税に環境性能割が創設され、現行の軽自動車税は種別割と名称が変更となります。この改正に伴い、軽自動車税は環境性能割と種別割で構成されることとなります。環境性能割は、平成31年10月1日から自動車取得税（道税）が廃止されることにあわせて、自動車税（道税）及び軽自動車税（町税）にそれぞれ環境性能割が創設され、平成31年10月1日以後の自動車及び軽自動車の取得に対して適用されます。環境性能割は、新車・中古車を問わず、取得時に取得価格にそれぞれの燃費基準に応じた税率を乗じ課税されます。税率につきましては、下記のとおりでございます。また、当分の間は、都道府県が賦課徴収等の事務を行うこととされております。この度の改正では、納税義務者、税率など必要な項目について、条例に規定するものでございます。それでは、別途配布しました議案第36号資料 町税条例等の一部を改正する条例の新旧対照表にて御説明いたします。左が改正後の新条例、右が改正前の旧条例であり、アンダーラインを付した箇所が改正部分でございます。

第1条による改正でございます。1ページの第18条の3は納税証明事項に関する規定で、軽自動車税に環境性能割が新設され、現行の軽自動車税の名称が種別割に変更することによる条文の整備でございます。

続きまして、第19条は、納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金に関する規定で、環境性能割の申告納付の条項を追加するものでございます。続きまして、2ページ中段でございます。

第34条の4は、法人税割の税率に関する規定で、法人税割の制限

税率の引き下げに伴う整備でございます。本町においては、従前より制限税率を適用しており、12.1%から8.4%に引き下げるものでございます。なお、標準税率は9.7%から6.0%となり制限税率と同様に3.7%の引き下げとなります。

続きまして、第80条は、軽自動車税の納税義務者等に関する規定で、三輪以上の軽自動車に対して取得者には環境性能割を、使用者には種別割を課税し、第3項では国・北海道・市町村等の取得者には、環境性能割を課さないための規定の整備でございます。続きまして、3ページでございます。

第81条は、軽自動車税のみならず課税に関する規定で、軽自動車等の販売等形態により、取得者及び使用者にみなして、軽自動車税を課する規定の整備でございます。続きまして、4ページでございます。

第81条の2は、日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲に関する規定で旧条例第80条の2の規定を本条に移行したものでございます。

続きまして第81条の3は、環境性能割の課税標準に関する規定の整備でございます。

続きまして、第81条の4は、環境性能割の税率に関する規定で、第1号は平成32年度、燃費基準を達成したもの、第2号は平成27年度、燃費基準プラス10%を達成したもの、第3号は上記以外の車に対する、規定の整備でございます。

続きまして、下段の第81条の5は、環境性能割の徴収の方法に関する規定の整備でございます。5ページにまいります。

第81条の6は環境性能割の申告納付に関する規定で、納税義務者は、申告書を町長に提出し納付し、納税義務者以外の者は報告書を町長に提出する規定の整備でございます。

続きまして、第81条の7は、環境性能割に係る不申告等に関する過料に関する規定で、不申告等による過料と過料を徴収する方法の規定の整備でございます。

続きまして、第81条の8は環境性能割の減免に関する規定で、公益のため直接専用するもの及び身体障害者等が所有する三輪以上の軽自動車等についての減免規定の整備でございます。

続きまして、第82条は、種別割の税率に関する規定、次ページにまいります。

第83条は、種別割の賦課期日及び納期に関する規定、次の第85条は、種別割の徴収方法に関する規定、次の第87条は、種別割に関する申告又は報告に関する規定、7ページ中段にまいります。

第88条は、種別割に係る不申告等に関する過料に関する規定、次の第89条は、種別割の減免に関する規定、8ページにまいります。第90条は、身体障害者に対する種別割の減免に関する規定、9ページ下段にまいります。

第91条は、原動機付き自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等に関する規定で、いずれも軽自動車税を種別割へとする名称変更と、引用条項の改正による条文の整備でございます。続きまして、10ペ

ージ中段でございます。制定附則の改正でございます。

附則、第5条は、個人の町民税の所得割の非課税の範囲等に関する規定で、現行の「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」と名称を変更するものでございます。続きまして、下段の第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例に関する規定で、当分の間、北海道が賦課徴収を行うとする規定の整備でございます。続きまして11ページでございます。

第15条の3、軽自動車税の環境性能割の非課税・課税免除の特例に関する規定、次の第15条の4、軽自動車税の環境性能割の減免の特例に関する規定、次の第15条の5、軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例に関する規定は、いずれも当分の間、北海道知事とする規定の整備でございます。

続きまして、第15条の6は軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付に関する規定で、町は、道に徴収取扱費を交付する規定の整備でございます。事務経費の算出は、北海道から配分された環境性能割額の5%相当額を町が負担するものでございます。続きまして、下段から12ページでございます。

第15条の7は軽自動車税の環境性能割の税率の特例に関する規定で、第81条の4で定めた税率に対する特例でございます。営業用の三輪以上の軽自動車については、当分の間、表の右欄の税率に、次の第2項は、自家用の三輪以上の軽自動車の規定で、第81条の4第3号に係る該当車は100分の2と規定するものでございます。続きまして、中段からから14ページでございます。

第16条は軽自動車税の種別割の税率の特例に関する規定で、種別割への名称変更及び引用条項の改正、並びに車種別表の符号の追加、第2項から第4項を削除し、第5項から第7項を繰り上げるものでございます。続きまして、14ページ中段でございます。

第16条の2は削除でございます。続きまして、16ページ、17ページでございます。第2条による改正で、町税条例の一部を改正する条例の改正について御説明します。平成26年改正附則、第5条でございます。先ほどの附則第16条の改正に伴う種別割への名称変更及び車種別表に符号を追加するものでございます。続きまして、18ページでございます。

第3条による改正で、町税条例等の一部を改正する条例の改正について御説明します。平成27年度改正附則、第4条でございます。先ほどの第19条の改正に伴う所要の規定の整備で、第81条の6第1項、環境性能割の申告納付を追加するものでございます。続きまして19ページ、改正附則でございます。

附則、第1条は施行期日を規定するものでございます。

第2条は町民税に関する経過措置を規定するものでございます。

第3条は軽自動車税に関する経過措置を規定するものでございます。以上で議案第36号 町税条例等の一部を改正する条例制定についての説明を終了します。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第36号 町税条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに、御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程11 議案第37号 南幌町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 ただいま上程をいただきました議案第37号 南幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につきましては、国が定める認定こども園や保育所などの運営基準の改正に伴い、本案を提案するものです。詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長 内容の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長 それでは議案第37号 南幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。この条例は、認定こども園や保育所などの運営基準について国の基準を踏まえて市町村が条例を定めているものでございます。別途配布いたしました議案第37号資料の新旧対照表にて御説明いたします。左側が改正後の新条例、右側が改正前の旧条例、アンダーラインの箇所が改正部分です。

第8条、支給資格等の確認ですが、従来は認定こども園や保育所などの施設は、支給認定された子供の保護者が提示する支給認定証によって、認定の有効期間や保育必要量などの確認をすることになっていましたが、子ども・子育て支援法施行規則の改正により、これまで市町村が支給認定証を交付することが必須であったものが、保護者の申請により交付するものとなりました。そのため当該施設は、必要に応じて支給認定保護者の提示する支給認定証、もしくは保護者が支給認定証の交付を受けていない場合には、子ども・子育て支援法施行規則第7条第2項に基づき、市町村が施設に対して通知する内容により、支給認定の有無、支給認定子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確認めるとしたものです。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第37号 南幌町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程12 議案第38号 南幌町地域生活支援事業条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第38号 南幌町地域生活支援事業条例の一部を改正する条例制定につきましては、障害者等の生活支援に係る対象事業の追加に伴い、本案を提案するものです。詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長 それでは、議案第38号 南幌町地域生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。この条例は、障害者総合支援法に基づき、町の創意により事業が実施できる地域生活支援事業について規定しているもので、このたびは地域で生活する障害のある方やその御家族のニーズを踏まえ事業内容を加えるために改正するものでございます。別途配布いたしました議案第38号資料の新旧対照表にて御説明いたします。左側が改正後の新条例、右側が改正前の旧条例、アンダーラインの箇所が改正部分です。

第2条の事業内容でございますが、第13号を第15号とし、第12号の次に第13号、訪問入浴サービス事業、第14号、巡回支援専門員整備事業を加える。

訪問入浴サービス事業は、看護師若しくは准看護師や介護職員らが居宅を訪問し浴槽を提供して行われる入浴の介護です。このサービスについては、障害者の関節硬縮や不随運動などに対応できる技術や実績のある事業所が、このたび南幌町でサービスの提供ができる体制整備のめどがたったことから新たなサービスとして加えることができるようになったものです。

続きまして、巡回支援専門員整備事業ですが、この事業は、臨床発達心理士などの派遣を受けて、町で実施している早期療育事業における、子供の発達支援に関わる知識と技術の適切な専門性の確保や、保護者や関係する保育士、幼稚園教諭などに対する支援を行うものです。

次に第4条、対象者です。第1項は第2条に事業内容を加えたことによる文言整理です。

第4項は、第2条第1項第13号に定めた訪問入浴サービス事業の

対象者を、町内に住所を有する在宅の重度身体障害者と規定したものです。2ページにうつります。

第9条、地域生活支援給付では、利用決定に基づきサービスを受けたときは、そのサービスの費用について地域生活支援給付費として支給するために訪問入浴サービス事業を規定するものです。

附則としまして、この条例は、平成29年7月1日から施行する。以上で説明を終わらせていただきます。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

10番 熊木 恵子議員。

熊木議員

1点伺います。訪問入浴サービス事業、それから巡回支援専門員整備事業の両方とも、それと重度身体障害者とするという形なんですけれども、今該当する人数は押さえていますか。何人ぐらいいらっしゃるのか教えてください。

議長

保健福祉課長。

保健福祉課長

ただいまの御質問にお答えします。訪問入浴サービス事業におきましては、身体障害者手帳1級から2級をお持ちの肢体不自由の方を想定しております。現在のところ、こちらのサービスの規模につきましては、対象者3名ほど把握させていただいております。巡回専門員の派遣事業につきましては、現在早期療育事業で、個別支援で幼児が28名、小学生が23名、こちらについて専門スタッフが対応しております。そちらで必要な方に対しまして、こちらの巡回で来ていただく支援事業を使っていただくような形になります。以上です。

議長

よろしいですか。

3番 原田 弘克議員。

原田議員

この条例改正、この事業をなぜ今ごろかなということでもちょっと疑問に思ったんですが、説明聞いて急遽ニーズが出たことと、そういう事業者ができたということで理解をいたしました。それで、対象者の関係は今熊木議員が聞いたんであれですけど、この条例に基づく負担ですけども、条例上は1割負担というふうになっていますけども、これ入浴については1回あたりは大体幾らぐらい1割負担出るのか。そして入浴ですから、月に回数的にもふえるかと思えますけど、その辺回数的なもの、それから負担が、回数ふえれば高額の分になると思えますけども、その辺、対応をどうするのかちょっとお伺いしたいと思えます。

議長

保健福祉課長。

保健福祉課長

ただいまの質問にお答えします。費用につきましては、1回当たり、1割になりますと1,300円弱というふうに想定しております。ただし、こちらの負担につきましては、施行規則によりまして高額の基本を設けておりまして、市町村民税非課税世帯については0円となっております。またこの規則によりまして、本来でしたら所得を判断する際の世帯の範囲は、住民基本台帳での世帯が原則となっておりますが、住民票で同じ世帯となっても、税制と医療保険での被扶養者でなければ、障害のある本人と、その配偶者を別世帯の扱いとすることができるということで、ほとんどの方がこちらのサービス利用につ

きましては、費用負担がないという現状でございます。あと、訪問入浴の回数でございますが、非常にこの訪問入浴サービスを提供している業者が少ない現状にあります。当町におきましても、本来でしたらもう少し早くからこの事業を開始したかったところではございますが、やっと整備のめどが立ったというところでございます。そこで、おおむね週1回のサービス提供から始めまして、継続的な利用を重ねることによりまして、実績をつくって業者にも対応していただこうと、そのように考えております。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長

ほかにありませんか。

(なしの声)

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第38号 南幌町地域生活支援事業条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程13 議案第39号 南幌町ふるさと物産館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第39号 南幌町ふるさと物産館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、物販スペースの使用料金を設定する必要があるため、本案を提案するものです。詳細につきましては、産業振興課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
産業振興課長

内容の説明を求めます。産業振興課長。

それでは、議案第39号 南幌町ふるさと物産館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、御説明申し上げます。今回の改正につきましては、昨年度策定したビューロー利活用方針に基づき、1階交流フロアの一部に町民の方などが期間限定で手芸品や加工品などを販売できるシェアショップコーナーとして、面積18.7㎡の物販スペースを設けることから、その使用料を定める必要があるため、条例の一部を改正するものであります。別途配布しました議案第39号資料の新旧対照表で御説明させていただきます。表の左が新条例、右が旧条例で、アンダーラインの部分が改正点でございます。

別表1(第7条関係)は、ふるさと物産館の施設使用料を定めた一覧表で、区分の1階、調理室の下に「物販スペース」、1時間の使用料として「30円」を新たに追加するものであります。なお、この使用料の設定につきましては、町の公共施設使用料見直し方針に沿って算出しておりまして、使用目的が営利・営業目的の場合はこの金額の1

0割加算、町外の方はさらに10割加算の使用料となります。

附則、この条例は、平成29年7月1日から施行する。以上で、内容の説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

7番 佐藤 妙子議員。

佐藤議員

今回のこのふるさと物産館の物販スペースができたことは大変喜ばしいことだなと感じています。その中の1階の調理室なんですが、あそこの調理室を食堂の厨房が調理室になっているとお聞きしております。一般町民も一時間70円で借りることができるっていうことで、お聞きしてるんですけども、議長、調理室のことで聞きたいんですけどよろしいでしょうか。

議長 内容によりますが、どうぞ。

佐藤議員

それで、ちょっとお聞きしたかったんですけども、いつ使えるんですかって聞いたところ、定休日の水曜日と営業時間以外は使えますよというお話でございました。それで質問なんですけれども、一般町民が使う場合ですね、食器類とか調理用具・鍋とか、そういう部分も一緒に借りられるのかどうかということと、もう1点は調理室を借りた場合、横にある食堂、椅子とか置いてあるところですね、あそこも一緒に借りるとなるとどのような利用料金体系になるのか、この2点お聞きしたいんですが。

議長
産業振興課長

産業振興課長。

佐藤妙子議員の御質問にお答えいたします。1点目の調理室の一般の方の使用の関係でございますけれども、電話等で確認していただいてお答えしたとおりですね、観光協会として調理室の使用について1年間分使用申請を出しております。ですから、観光協会の軽食コーナーの営業時間以外の使用でありましたら、申請書に基づきまして許可をして使っていただきたいなというふうに考えております。

それと2点目の食器等の使用につきましてですが、町のほうからも食器等も準備しているものがありますので、観光協会のもものもございましてけれども、その辺は使用者の方と御相談させていただきながら、使えるものは使って、きちんと洗って戻していただければということと、使うような方向で進めていきたいなというふうに考えております。また、軽食コーナーの椅子・テーブルのスペースでございますけれども、あのスペースにつきましては使用料という設定をしておりますので、調理室を使用した方が、その部分を使って食事をするといった場合は使用料はかからないということで整理しておりますので、答弁させていただきます。以上です。

議長
佐藤議員
(再質問)

7番 佐藤 妙子議員。

今、御説明いただいたんですけども、調理器具・食器も相談に応じて貸していただけるっていうことだったんですけども、ただ私が、ビューローとかぼろろにある調理室は営業はしておりませんのでね、自由に勝手に使ってきれいにお返しすればいいんですけども、ただちょっとネックになるところは一般営業している状況の中でその備品を使うことによって、衛生面上とか、そういうのがちょっと問題はな

いのかなってという思いで感じていたんですが、その部分はどう
にお考えでしょうか。

議 長
産業振興課長
(再答弁)

産業振興課長。

ただいまの調理室の使用の際の衛生上の問題でございますけれど
も、一般の方の使用の想定といいますのは、ちょっとしたあそこを使
って、調理実習とかっていうものは全く想定しておりません。本当に
コーヒーを沸かしたいとか、料理をするって言いますか、サンドイ
ッチをつくりたいとかってというような使用を想定しておりまして、
もっと複雑っていうか、内容的に調理をしてという、料理をつくると
いうことになれば、当然あいくる・ぽろろ等の調理実習室で使用して
いただきたいなというふうに考えております。それと、衛生面のお話
でございますけれども、今はもう観光協会の軽食コーナーのほうでほ
ぼ毎日のように使わせていただいて、衛生管理面もしっかり調理員の
方がやっておられますけれども、一般の方が使われたということにな
るとその辺も含めて、衛生管理を徹底していきたいなというふうに考
えております。以上です。

議 長
熊木議員

ほかにありませんか。

10番 熊木 恵子議員。

関連してなんですけれども、先ほどの説明で物販スペース、営利の
場合は10割加算というお話だったんですけれども、この物販スペ
ースで手工芸品とかそういうものを販売したときには、営利と見なされ
て10割加算ということですか。

議 長
産業振興課長

産業振興課長。

熊木議員の御質問にお答えいたします。金額を伴うような販売行為
の場合は全て営利というふうに捉えさせていただきますので、手芸品
を有料で少額でも100円・200円というような、単価を設定して
販売したっていう場合は、営利ということで10割加算の使用料をい
ただくということになります。以上です。

議 長
熊木議員
(再質問)

10番 熊木 恵子議員。

ということは、この物販スペースに、営利以外で利用するっていう
のはどういうことを想定しているんですか。展示だけとかっていうこ
とですか、そこちょっとお答えください。

議 長
産業振興課長
(再答弁)

産業振興課長。

ただいまの質問にお答えいたします。この条例を制定するに当たり、
熊木議員がおっしゃったように営利以外の使用って何だろうというこ
とで、内部で議論させていただいた経緯がございます。ほとんど営利
の使用になるかと思えますけれども、考えられますのは、どうしても
不要品が発生してしまった町民の方が、でも違うものが欲しいって
いうような物々交換だとかで使いたいという場合は、営利に当たらない
んじゃないかっていうようなことで想定してまして、ほぼ営利での使
用になるかっていうふうに我々としては考えております。あと、めぐ
み学園さん等でですね、あそこを使ってっていった場合は当然免除に
なりますので、0円ということになるものですから、この30円の設
定での使用というのは、本当に限られた、金銭の伴わないような販売

行為っていいですか、使用方法の場合は30円の設定ということになると思います。以上です。

議 長
熊木議員
(再々質問)

10番 熊木 恵子議員。

今お答えいただいたんですけれども、そこをこの条例が可決されたとして、やはり町民にわかりやすく、そのところは示さないとだめかなと思うんですよね。物産館を利用するということでは、物産館がリニューアルしてってことで新聞記事にも掲載されましたし、やはり期待している町民も多いかと思うんです。それで、30円だったらちよつとつくったものを置いて、1日5時間やっても150円の使用料で済むけれども、300円というふうになると、やはり5時間やったら、その10倍ですから、というふうになると、なかなか利用する人が広がっていかないんじゃないかなっていうふうに懸念されるので、その辺はやっぱり例えばっていう形でどういような使い方っていうことはきちっと説明する必要があると思うので、そのところはぜひお願いしたいと思います。

議 長
産業振興課長
(再々答弁)

産業振興課長。

ただいまの熊木議員の御質問でございますけれども、まず10割加算というのは、10倍じゃなくて、ただ単に30円プラス30円ですので、営利の場合は1時間60円ということになります。ですから、9時から5時で使用された場合に1日480円の使用料ということになります。

それと町民の方への周知なんですけれども、既に6月の広報等で第1弾をお知らせしてますし、7月の広報においては、その使用料も含めて、本日議決をいただいたという想定で7月の広報で1時間当たり営利を目的とした場合は幾らですよっていうことで、町民の方に広く周知してまいりたいというふうに考えてます。以上です。

議 長

よろしいですか。ほかにありませんか。

(なしの声)

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第39号 南幌町ふるさと物産館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

山下農業委員会長の退席を求めます。

暫時休憩いたします。

(午前11時44分)

(午前11時45分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

●日程14 議案第40号 農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局
議
町
長
長
長

(朗読する。)

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

ただいま上程をいただきました議案第40号 南幌町農業委員会委員の任命につきましては、農業委員会等に関する法律の改正により、公選制から町長が議会の同意を得て任命することになったもので、現農業委員の任期満了に伴い、地域や団体からの推薦などを経た候補者の評価を行う南幌町農業委員候補者評価委員会の結果を踏まえ、12名を任命いたしたく、議会の同意を求めます。御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議
長

お諮りいたします。本案につきましては人事案件でございます。この際質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第40号 農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり、同意することに決定をいたしました。

山下農業委員会長の着席を求めます。

暫時休憩いたします。

(午前11時49分)

(午前11時50分)

議
長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

●日程15 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局
議
町
長
長
長

(朗読する。)

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

ただいま上程をいただきました諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、現人権擁護委員であります岩井 淳一氏が任期満了となるため、岩井 淳一氏の再任を諮問いたしたく、本案を提案するものです。御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議
長

お諮りいたします。本案につきましては人事案件でございます。この際質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり推薦することに異議なしとして答申することにいた

したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり推薦することに異議なしとして答申することに決定をいたしました。

場内時計で1時30分まで休憩いたします。

(午前 11時52分)

(午後 1時30分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

●日程16 報告第3号 平成28年度南幌町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました報告第3号 平成28年度南幌町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するものです。詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
総務課長

内容の説明を求めます。総務課長。

それでは、報告第3号 平成28年度南幌町一般会計繰越明許費繰越計算書について、御説明します。次ページをごらん願います。今回、御報告する繰越明許費につきましては、3月議会定例会において議決をいただいているものです。内容としましては、2款総務費3項戸籍住民基本台帳費、個人番号カード交付事業(戸籍等窓口事務事業)は、翌年度繰越額62万7,000円、個人番号カードの交付事務に係る国からの負担金で、繰越額は全額を地方公共団体情報システム機構に支出するものです。

次に、5款農林水産業費1項農業費、農業経営高度化促進事業、翌年度繰越額662万3,000円、国の2次補正による鶴沼及び三重地区に係るパワーアップ事業分です。いずれの事業につきましても、平成28年度内に執行することができなかつたため、翌年度に繰り越すものです。以上で、報告第3号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

報告第3号 平成28年度南幌町一般会計繰越明許費繰越計算書については報告済みといたします。

●日程17 発議第10号 議員の派遣承認についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局 長
議 長

(朗読する。)

議員の派遣承認につきましては、ただいま局長朗読のとおりでございます。原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

●日程18 発議第11号 議員の派遣承認についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局長
議長

(朗読する。)

議員の派遣承認につきましてはただいま局長朗読のとおりでございます。原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

●日程19 発議第12号 総務常任委員会、産業経済常任委員会、議会運営委員会所管事務調査についてを議題といたします。

3委員会の所管事務調査につきましては、定例会ごとの承認案件でございます。

提案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

追加日程1 議案第41号 1議案を日程に追加し議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。

よって追加日程1 議案第41号の一議案を追加いたします。

●追加日程1 議案第41号 財産の取得について(給食センター備品購入)を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長

ただいま上程をいただきました議案第41号 財産の取得につきましては、食器消毒保管庫の取得にあたり、昨日入札を執行したところです。詳細につきましては、生涯学習課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

内容の説明を求めます。生涯学習課長。

議長
生涯学習課長

それでは、議案第41号 財産の取得について御説明申し上げます。はじめに、この財産の取得方法について御説明いたします。取得にあたりましては、道内の市町村が出資する北海道市町村備荒資金組合が行う防災資機材の譲渡事業によるもので、この備荒資金組合が本町にかわって業者から財産を購入し、その後、備荒資金組合が本町に財産を譲渡する方式であります。なお、この事業の執行にあたっての業者の選定から契約の事務、納品等の一連の事務については、備荒資金組合から本町に事務委任されており、本町において進めております。続いて議案書をごらん願います。

1 取得の目的、南幌町立学校給食センター用備品。2 取得する財産、名称、食器消毒保管庫、数量3台。3 取得の方法、北海道市町村備荒資金組合防災資機材譲渡事業に基づく譲渡。なお、本取得においては、当初予算にて債務負担行為として計上しているものです。4 取得金額、1,566万円(内消費税及び地方消費税の額116万円)。本件に

については6月14日、指名業者5社により入札を執行したものです。なお、落札率は96.6%です。5取得の相手方、札幌市中央区北4条西6丁目、北海道市町村備荒資金組合、組合長 棚野 孝夫。6北海道市町村備荒資金組合の契約の相手方、札幌市豊平区美園2条6丁目3番14号、日本調理機株式会社北海道支店、支店長 松葉 浩文。参考、納期、契約締結日より平成29年8月31日まで。以上で議案41号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

3番 原田 弘克議員。

原田議員 債務負担行為で当初予算で組んでた、それで入札の関係、僕は予特の時には、この話はちょっとなかったと思うんだけど、この備考資金組合がこの譲渡事業をやる中で、通常町でやっている一般競争入札、それとメリットがどうあるのか。この備荒資金組合の事業を使うことによって一般競争入札との違い、わかりやすくもし説明できるのであればお願いしたいと思います。

議長 総務課長。

総務課長 ただいまの御質問でございますけども、一般競争入札、これについては、本町が委任を受けて行うものですから、今まで執行している入札と変わりはございません。

メリットでございますけども、備荒資金組合では、資金運用として、一般的な備品で電算機器類の工事について、この事業が活用されてございます。それでメリットとしましては、備荒資金組合の事業を活用した場合と、それと当町が、例えば5年リースで物を導入した場合の行政が一般的に利用する一般リースと比べた場合、その縮減効果として、8%から10%程度を見込んでございます。そういうことから、その縮減効果と、財政運営の平準化が図られるであろうということもメリットとして、今回この備荒資金組合の譲渡事業を活用するというものでございます。

議長 ほかにありませんか。

(なしの声)

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきまして、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第41号 財産の取得について（給食センター備品購入）は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本定例会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。ただいまをもって閉会したいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本定例会はただいまをもって閉会と

いたします。
御苦勞様でした。

(午後 1時41分)

上記会議の経過は書記として記載したものであるが、その内容に相違ないことをここに署名する。

議 長 _____

3 番 _____

4 番 _____